

通信・放送の総合的な法体系におけるコンテンツ規律

平成21年5月12日

- メディアサービスの範囲
- メディアサービスの基本的な考え方
- 一定のメディアサービスを確保するための規律
- 事業形態の規律
- 番組規律
- 表現の自由享有基準について
- あまねく受信努力義務について
- オープンメディアコンテンツに関する規律

「メディアサービス」(仮称)の範囲

1 現状

- 現在の通信・放送に関する法制度におけるコンテンツの配信については、
 - ・ 「放送」(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信)によるものについては、①その送信の特徴から社会的な影響力が大きいこと、②有限希少な周波数を占有するものであること(無線による放送)から、放送法制によって包括的に規律する一方、
 - ・ 「通信」については、いわゆる公然性を有する通信のうち違法な情報・有害な情報に対して個別の対応がなされている。

2 新たな法体系における規律の在り方

- 「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」行為であるという点に由来する放送の特徴は、新たな法体系においても、変わりはない。
- 他方、インターネットによる一斉同報等の放送に類似した通信を今般の総合的な法体系の射程に含めることに対しては、昨夏に実施した意見招請においても、昨秋に実施した関係事業者等からの意見聴取においても、批判的意見や慎重な意見が多く、これまでの考え方を変えるに至るまでの必要性は認められない。
- そのため、今般の総合的な法体系においては、「メディアサービス」の範囲をいわゆる従来の「放送」に止めることとし、公然性を有する通信コンテンツのうち違法な情報及び有害情報については、引き続き、必要に応じて個別に対応することが適当。

- メディアサービスの範囲
- メディアサービスの基本的な考え方
- 一定のメディアサービスを確保するための規律
- 事業形態の規律
- 番組規律
- 表現の自由享有基準について
- あまねく受信努力義務について
- オープンメディアコンテンツに関する規律

コンテンツ規律の集約・大括り化に関する基本的な考え方

1 現状

○ コンテンツに関する規律を含む現行の通信・放送法制には、

- ・ 放送法
- ・ 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律
- ・ 有線テレビジョン放送法
- ・ 電気通信役務利用放送法
- ・ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)

があり、「放送法」「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律」「有線テレビジョン放送法」「電気通信役務利用放送法」(放送関連四法)は放送及び有線放送を規律し、「プロバイダ責任制限法」は特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合における民事上のルールを定めている。

2 コンテンツに関する規律の在り方

○ 「放送」としての規律の共通性等から、放送関連四法(「放送法」「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律」「有線テレビジョン放送法」「電気通信役務利用放送法」)の集約・大括り化を行うことが適当。

○ 他方、プロバイダ責任制限法は、放送関連四法と規律の対象や内容を異にするものであり、この集約・大括り化は、放送関連四法の集約・大括り化後のコンテンツ規律の内容をみつつ、法技術的にその可否を検討して、対応することが適当。

○ その上で、伝送設備規律や伝送サービス規律を含めた法体系全体の集約・大括り化について、立法技術的観点も含め、検討することが適当。

メディアサービス規律の目的の考え方

1 現状

- 放送関連四法は、それぞれの放送メディアについて、必要に応じて、その施設、業務等を規律しており、番組規律については放送法の規定を他法が準用しているという関係にある。
- 放送法は、放送に期待される機能・役割を踏まえ、①放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障する、②放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保する、③放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようになる、との原則に従って、これを公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的としている。

2 新たな法体系における規律の在り方

- 放送は、「教養機関的機能」「教育機関的機能」「報道機関的機能」「娯楽機関的機能」「広告媒体的機能」等の機能が相まって、全国的及び地域的に、
 - ・ 民主主義の健全な発達
 - ・ 基本的情報の共有の促進
 - ・ 教養・教育水準の向上
 - ・ 娯楽の提供
 - ・ 専門情報の提供等の役割を果たしてきており、こうした機能・役割は、コンテンツ配信を行う多種多様な通信サービスが出現する中でも、その社会的な影響力からみて、即座に変わるとは言い難いと考えられる。
- 新たな法体系においても、こうした機能・役割が、適切に確保・発揮されるような目的とするべきであり、そのためには、放送関連四法のうち、放送法の目的の規定をベースとすることが適当。
- その上で、個々の規律については、放送が、情報通信の高度化に伴うコンテンツ配信を行うサービスの多種多様化といった環境の変化に、柔軟に対応できるものとする必要があるのではないか。

放送の機能・役割に関するこれまでの議論①

検討会等	内 容
<p>「臨時放送関係法制調査会」 答申書(資料編) (昭和39年9月)</p>	<p>第1 放送の社会的機能</p> <p>2 現行法における放送の社会的機能の把握</p> <p>(1) (略)</p> <p>まず、現行法(以下「法」という。)上の<u>放送の社会的機能</u>がどのようにとらえられているか、必ずしも明確ではないが、列挙すれば次のとおりである。</p> <p><u>ア 教養機関的機能</u></p> <p><u>イ 教育機関的機能</u></p> <p><u>ウ 報道機関的機能</u></p> <p><u>エ 娯楽機関的機能</u></p> <p><u>オ 広告媒体的機能</u></p> <p>(2) 現行法においては、これらの機能を果たすうえにおいて、日本放送協会(以下「協会」という。)に対して前記オの広告媒体的機能を排除しているほかは、協会と一般放送事業者(以下「一般事業者」という。)との間に格別の差異は認められない。また、前記アからエまでの機能については、これらの機能を発揮するうえにおいて教養番組または教育番組ならびに報道番組および娯楽番組を設け、これらの放送番組相互間の調和の保持を規定しているにすぎない。特別の事業計画によるものを除いては、これらの機能のうちいずれに比重をおいているということはない。もっとも、協会に対してのみは、「豊かで、かつ、よい放送番組を放送することによって公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与すること」および「わが国の過去のすぐれた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること」を期待している。</p> <p>3 放送全体の社会的機能の発揮を期待するうえでの論点</p> <p>放送の社会的機能を立法論として問題にする場合、前記のような具体的機能およびその担い手あるいはその経営主体の性格づけ等については、個々のテーマで問題とすべきであると考え。いまここで総論的に放送全体の社会的機能はいかなる観点から議論されるべきであるかにつき考察するに、</p> <p>(1) 放送はマス・コミュニケーションの一形態として、他のマス・メディアと同様に、ア 大衆性と量産性、イ 間接性と非人格性(face-to-face communicationに非ざること)を備えていることはいうまでもないが、他のマス・メディア一般と相違するところは、<u>電波という特殊な媒体を利用するものであるから、ア 有限性であり、独占性が強く、イ 伝達手段として即時性、同時性に富み、ウ 受ける者の立場からいつでも受動性、浸透性がきわめて強いものである</u>ということである。</p> <p>(2) 放送はこのような特殊性を有するマス・メディアであるにもかかわらず、法的規制のうえでは、たとえば、その媒体として電波を利用するものであることから、免許関係についてはすべて、一般の通信を目的とする無線局と同一の範ちゅうにおいて電波法の規制を受けているところに、まず、問題点の第1を指摘しうると考える。そのため、とかく物理的な規制の面が強く表面に打ち出されているきらいがあるということができよう。前記のように<u>放送のもつ特殊性にかんがみ、その社会的機能の発揮を期待するためには、さらに公共性、独占性の観点から種々の法的な配慮が検討されなければならない</u>と考える。</p>

放送の機能・役割に関するこれまでの議論②－1

検討会等	内 容
<p>「ニューメディア時代における放送に関する懇談会」 報告書 (昭和62年4月)</p>	<p>2 放送に期待される役割</p> <p><u>放送は、これまで、その時々々の政治・経済・社会の動き、国際情勢、文化、風俗等を、敏感に映し出しつつ、国民一人一人が、幅広い視野に立って合理的に行動し、健康で文化的な生活を確保していく上で必要不可欠な情報(基幹的情報)を経済的・効率的かつ多角的に提供することにより、それぞれの時代における世論の形成に大きな影響を与えとともに、人々の生活に潤いと安らぎ、目標と充実感を与え、生活に活力を生じさせてきた。</u>また、放送は都市型の生活様式を全国的に普及させるとともに、流行語、ファッションを生み出す等により、多彩な文化、風俗を創造してきた。さらに、放送は優れた広告媒体として、大量生産、大量販売を可能とする大衆消費社会をリードすることにより、戦後、日本経済の発展に貢献してきた。</p> <p>(略)</p> <p>放送が本来的に有する優れた社会的文化的影響力・機能は今後とも発揮されていく必要があるが、一方、その足らざる所は改善向上が図られなければならない、これら二つの面からの政策的なアプローチが必要である。こうした観点に立って検討した場合、前記1で述べた放送を取り巻く環境変化の動向の中で、今後、上記のことに加えて、次のような点が放送の役割として期待されていくと考えられる。</p> <p>(1)健全な言論報道市場の維持・発展への貢献</p> <p>民主主義のもとにおける放送制度の基本は、「表現の自由」に基づく自由な言論報道活動(放送の自由)の保障である。この「放送の自由」は基本的には二つの要素から構成されている。一つは、<u>放送メディアを自らの意思の表現のための手段として用いる自由</u>であり、換言すれば、<u>国民が放送メディアの送り手となる自由</u>である。</p> <p>もう一つは、<u>放送メディアが果たす社会的な役割を享受することができる自由</u>であり、換言すれば、<u>主権者たる国民が社会内に生起する様々な事象を受け手として知る自由</u>である。</p> <p>これらの送り手側及び受け手側の自由が最大限に保障され、放送が、新聞等と並ぶ代表的なマス・メディアとして、電波の有限希少性やCATVに見られる地域的自然独占性といった制約はあるが、<u>可能な限り多数の送り手から発せられる可能な限り多様な情報を国民に伝達させることにより、主権者たる国民が民主主義を維持し、発展させるための適切な行動を選択していくことができるようにすることが期待される。</u></p> <p>(2)情報の地域間格差の是正</p> <p>情報の地域間格差の是正は、大都市地域に集中している文化、教育、商業(取引、決済等)機能等の効用を全国各地においても等しく享受できるようにすることにより、地方の人々の情報ニーズに応えるほか、地域社会の生活環境の改善と活性化に貢献するものであり、今後、地域の高度情報化を促進し、分散型社会の形成、国土の均衡ある発展を実現していく上で重要な課題の一つとなっている。</p> <p>こうした中で、優れた情報提供機能を持つ放送は、<u>大都市地域とそれ以外の地域との間における様々な面での情報享受の不均衡を是正する上で極めて有効な手段</u>となり得るものである、その全国的な普及格差の是正を早期に達成していくことが必要である。</p> <p>(3)国民の情報ニーズの多様化・高度化に応じた各種専門情報等の提供</p> <p>近年、国民の価値観・生活様式の多様化・個性化の急速な発展が、社会の様々な面で変化をもたらしつつある。こうした状況の変化等に伴い、放送の分野においても、個々人の関心や趣味に対応したニュース、音楽、スポーツ、演劇、教育等のジャンル別専門番組の充実、各世代のニーズに応じた放送番組あるいは様々な地位向け放送番組の充実など多種多様な情報ニーズが高まってきている。また、芸術・文化への関心の高まり、より豊かで安らぎのある生活空間の創造への関心の高まり等から、画質・音質の向上に対するニーズが高まってきているほか、視聴したい番組・必要な情報などを、視聴したい時、必要な時、自由に視聴できるサービス、すなわち、情報の随時性・選択性に対するニーズが高まってきている。</p> <p>放送が、このような社会的要請に的確に答えていくことは、<u>国民の生活様式、価値観が多様化・個性化しつつある中で、国民一人一人の生活をより充実したものとするとともに、各人の潜在的能力を様々な分野で顕在化させ、新たな文化を創造していく上で、また、高齢化社会を迎える我が国において活力ある経済社会を維持して行く上で重要</u>である。</p>

放送の機能・役割に関するこれまでの議論②-2

「ニューメディア
時代における放
送に関する懇談
会」
報告書
(昭和62年4月)

(4) 新たな文化の創造及び普及等

今後、
ア) 放送による基幹的情報の一層の充実及び国民の知的関心・欲求の高度化・多様化に対応した各種専門情報の充実、
イ) 国際間、全国、都道府県、地域コミュニティー等の各地域レベルで、及びそれら相互間で、人・物・情報の交流が増大し、その相互依存関係が強まることに対応した、これらの地域内・相互間での放送番組の交流、
が可能となる体制を実現していくことは、国民一人一人の文化的創造活動の場を広げ、様々な面において、日本文化の質的向上をもたらすとともに、地域社会特有の伝統や文化を維持発展させ、さらには、世界各国の文化的交流の促進による国際性に富んだ文化の創造に寄与するものと考えられる。こうした形で、今後、放送の進展が、我が国における多層的な文化の新たな創造の構築に貢献することが期待される。
また、放送の提供する番組は、それぞれの時代に固有の社会的経済的動向、文化、風俗等を記録した文化財として歴史的意義を有するほか、時代を超えた異文化の交流による新たな文化の創造の契機ともなり得る。

(5) 国際相互理解、文化交流の促進

我が国の社会、経済の発展、拡大とともに、国際的相互依存関係が深まっており、他方、経済摩擦問題等の国際的問題の発生も見られる。こうした中で、国際的相互理解の促進、協力体制の確立が不可欠となっている。
しかしながら、国際的情報交流の実態は、
ア) 我が国を中心とした情報の流出入の現状は、パーソナル系メディア(国際電気通信(国際電話、国際テレックス、国際電報等)、外国郵便)では、ほぼ、流入・流出が均衡しているが、広く様々な国々の文化、社会等の国際的な相互理解を個人に至るまでのレベルまで深める上で重要な役割を果たすマス・メディア(国際テレビジョン伝送、外電通信、映画、レコード、雑誌等)については、我が国の大幅な輸入超過となっており、また、流入・流出先も欧米にかたよっている。
イ) 日本製のテレビ番組の輸出は近年、増加しつつあるとはいえ、翻訳コスト等の障害のため、量的にも質的にも、欧米に比較して十分ではなく、我が国の文化や社会、経済等の実情の海外への紹介という面での効果はあまり多くを期待しえないのが実情となっている。
等、諸外国の我が国に対する正しい理解、認識を得ていく上で必ずしも十分とはいえない状況にある。
このため、今後、我が国をめぐる国際相互依存関係が一層深まる中で、短波による国際放送の充実強化はもとより、リアリティーに富んだ表現力、情報伝達能力を有する映像・音響メディア等による情報発信機能、交流機能を格段に充実させることが強く要請されており、こうした面における放送の役割に対する期待が高まっている。また、その交流先も欧米に偏することなく、アジア世界との情報交流の活発化を含めた全世界的レベルでの情報交流体制の強化を図っていく必要性が指摘されているところである。
なお、現在行われている外国放送事業者との放送番組の共同制作についても一層の活発化が期待されている。

(6) 活力ある社会の構築

今後、①国際相互依存関係の一層の深まり、経済摩擦問題の深刻化、国内各レベル地域相互間の関係の緊密化等に見られる経済社会構造の複雑化、②人口構成の高年齢化、③国民の価値観、生活様式の多様化・個性化等の環境条件の中で、国民一人一人が、日々の生活に生きがいを感じつつ、主体的かつ活動的に過ごし、また、雇用の確保、生活水準の維持・向上等に不可欠な一定の持続的経済成長が達成され、様々な分野での進歩・発達が促進される活力ある社会をいかに確保するかという点が我が国の重要な政策課題となっている。
こうした中で、放送は、
ア) 国内的にも、国際的にも複雑化する経済社会の中で、国民や企業が幅広い視野と平衡感覚を維持しながら、政治面・経済面で合理的な判断を行っていくうえで不可欠な様々な情報の充実
イ) 国民の価値観、生活様式の垂直的・水平的な多様化・個性化の進展の中で、国民生活に潤いと安らぎ、充実感を与え、様々な分野での創造的な活動の展開を可能とする各種専門情報の充実
ウ) 内需拡大に不可欠な、消費構造の個性化・多様化に対応したきめ細かい商品情報を提供する優れた広告媒体としての機能の発揮
エ) 放送ニューメディアの普及・発展及びそれに伴う関連産業の発展による内需拡大効果、雇用創出効果等の発揮等を通じて、今後における活力ある経済社会の構築に貢献することが期待される。

現行の放送関連四法の目的規定

	放送法 (昭和25年第132号)	電気通信役務利用放送法 (平成13年第85号)	有線テレビジョン放送法 (昭和47年第114号)	有線ラジオ放送業務の運用 の規正に関する法律 (昭和26年第135号)
対象	地上放送	衛星放送	有線放送(テレビジョン放送)	有線放送(ラジオ放送)
目的	<p>この法律は、</p> <p>左に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、</p> <p>一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。</p> <p>二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。</p> <p>三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。</p>	<p>この法律は、</p> <p>電気通信役務利用放送の業務の運営を適正なものとすることにより、</p>	<p>この法律は、</p> <p>有線テレビジョン放送の施設の設置及び業務の運営を適正ならしめることによつて、</p>	<p>この法律は、</p> <p>有線ラジオ放送の業務の運用を規正することによつて、</p>
		<p>電気通信役務利用放送の受信者の利益を保護するとともに、</p>	<p>有線テレビジョン放送の受信者の利益を保護するとともに、</p>	
	<p>その健全な発達を図ることを目的とする。</p>	<p>電気通信役務利用放送の健全な発達を図り、</p>	<p>有線テレビジョン放送の健全な発達を図り、</p>	
		<p>もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。</p>	<p>もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。</p>	<p>公共の福祉を確保することを目的とする。</p>

放送メディア別の現行規律の概要

		放送法		役務放送法		有テレ放送法		有ラ放送法		
		地上放送	受委託放送	衛星役務放送	有線役務放送	有テレ放送		有ラ放送		
確保のための規律	周波数の割当て	「無線通信の態様—無線局の目的」を、「放送—放送用」「放送衛星—放送用」のように、放送用と明記		「無線通信の態様—無線局の目的」を、「放送衛星—電通業務用」及び「固定衛星—電通業務用」のように、電気通信と放送を併記	—	—	—	—	—	
	放送普及基本計画	「計画的普及・健全発達のための基本的事項」「種別」「放送対象地域」「数の目標」等を規定		なし	—	—	—	—	—	
事業形態	放送番組編集者と放送施設設置者との関係	一致のみ可	分離のみ可			一致 (一部CHリリースも可)	分離 (CHリリース)	一致・分離とも可		
	参入手続	放送番組の編集者	認定	登録		届出	届出	届出		
	放送施設設置者	無線局免許	無線局免許	(電気通信事業者)		許可		(自営・電気通信事業者)		
番組規律		すべて適用 ただし、 ・ラジオは調和原則、字幕等を緩和 ・特別の事業計画は調和原則を緩和 ・臨時、専門的放送は番審等を緩和		〔調和原則、災害放送〕 一部(調和原則、災害放送)を緩和		番組保存、教育課程準拠、広告識別、学校広告、協定 一部(調和原則、災害放送、番組保存等)を緩和		準則・訂正・候補者		
表現の自由享有基準		あり	あり	あり	地上放送との間についてあり	地上放送との間についてあり		なし		
その他	あまねく受信	あり	衛星であり無関係	衛星であり無関係	なし	(行政区画での業務区域の設定・その範囲内の提供義務)		なし		
	技術基準	標準方式	電波法に基づく標準方式		役務法に基づく技術基準		有テレ法に基づく技術基準			
		サービス			(電気通信事業法に基づく設備規則)		(同左)			
		設備	電波法に基づく無線設備規則			有線電気通信法				
再送信	義務再送信の対象 裁定の対象		なし	なし	なし	義務再送信、再送信の裁定		なし		

- メディアサービスの範囲
- メディアサービスの基本的な考え方
- ☑ 一定のメディアサービスを確保するための規律
- 事業形態の規律
- 番組規律
- 表現の自由享有基準について
- あまねく受信努力義務について
- オープンメディアコンテンツに関する規律

放送を確保するための枠組みの必要性

1 現状

- 総務大臣は、放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、電波法第7条第3項の放送用割当可能周波数、放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情その他の事情を勘案して、放送普及基本計画を定めるものとされている。

放送普及基本計画は、放送局の置局に関し、「放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項」「放送の種別」「放送対象地域」「放送系の数の目標」を定めており、他の諸規律と相まって、放送が果たすべき機能・役割を確実に確保^(注)するとともに、放送用に割り当てられた周波数の有効利用にも資するものとなっている。

(注) 放送が果たすべき機能・役割の確保の例

- ・ テレビジョン放送やラジオ放送といった放送メディアの種別、公共放送と民間放送等といった放送主体の種別に応じて、放送対象地域ごとの放送系の数の目標を定めることによって、特徴の異なる放送メディアの多元性・多様性を確保。
- ・ 放送対象地域を定めることによって、地域的な情報の提供を確保。

2 新たな法体系における規律の在り方

- 放送の機能・役割は、コンテンツ配信を行う多種多様な通信サービスが出現する中でも、即座に変わるとは言い難く、今後も一定の機能・役割を担うことを確実に確保する必要があることから、放送普及基本計画のような枠組みは必要である。

ただし、その対象、内容については、改めて検討すべきである。

現行の周波数割当計画・放送普及基本計画・放送用周波数使用計画の意義

計画の別	根拠	目的	記載事項	定める際の勘案事項
周波数割当計画	電波法第26条	<ul style="list-style-type: none"> 割り当てることが可能な周波数の表であって、免許の申請等に資するために総務大臣が作成。 	<ul style="list-style-type: none"> 割り当てを受けることができる無線局の範囲を明らかにするため、割り当てることが可能である周波数ごとに、 <ol style="list-style-type: none"> 無線局の行う無線通信の態様、 無線局の目的、 周波数の使用に関する条件、 等を記載する。 	
放送普及基本計画	放送法第2条の2	<ul style="list-style-type: none"> 放送の計画的な普及及び健全な発達を図るために総務大臣が定めるものとされている計画。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送局の置局に関し、 <ol style="list-style-type: none"> 放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項、 放送の区分ごとの放送対象地域、 放送対象地域ごとの数の目標 を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送用割当可能周波数、放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情その他の事情を勘案して定める。
放送用周波数使用計画	電波法第7条第3項	<ul style="list-style-type: none"> 放送普及基本計画に定める放送系の数の目標の達成に資することとなるように総務大臣が定める計画。 	<ol style="list-style-type: none"> 放送をする無線局に使用させることのできる周波数 その周波数の使用に関し必要な事項 を定める。	<ul style="list-style-type: none"> 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち、放送をする無線局に係るものの範囲内で、混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定める。

放送を確保するための枠組みの対象・内容

1 現状

- 放送普及基本計画は、「地上放送(テレビジョン放送、中波放送、短波放送、超短波放送(県域放送／コミュニティ放送)等)」「衛星放送(特別衛星放送、一般衛星放送(124/8度等のCS放送)の一部／テレビジョン放送、ラジオ放送等)」を対象としている。
- 放送普及基本計画は、放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項のほか、例えば、次の事項を定めている。
 - ・ 放送主体の区分として、二元体制(NHK及び一般放送事業者)
 - ・ 放送メディアの区分として、中波放送、短波放送、超短波放送、テレビジョン放送、多重放送の別
 - ・ 放送対象地域として、県域、全国等
 - ・ 放送系の数の目標として、放送対象地域ごとの放送系の数

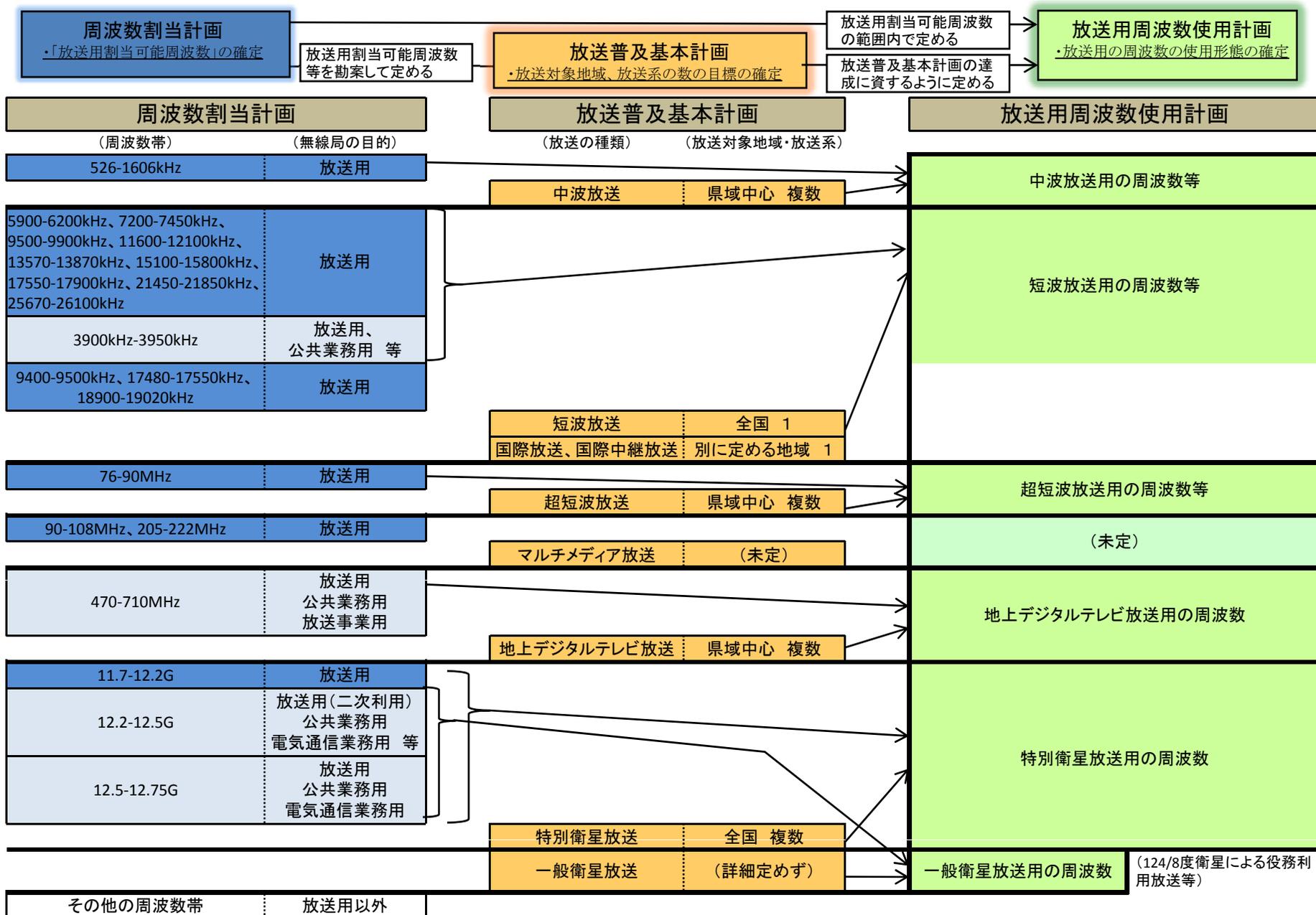
2 新たな法体系における規律の在り方

- 情報通信の高度化に伴って、コンテンツ配信を行うサービスの多種多様化が進展しつつある中でも、放送の分野において情報通信の高度化によるメリットを広く国民が享受できるようにするため、制度的に確実に確保すべき放送の機能・役割を捉えるとともに、放送として有用な周波数の利用の公平、それによる番組編集の中立性の確保の必要性等を踏まえ、放送普及基本計画の対象となる放送を定めることが適当。

具体的には、放送が、全国的及び地域的に、多様な方法で、①民主主義の健全な発達、基本的情報の共有の促進といった現代社会の基盤を形成する役割、②教養・教育水準の向上、娯楽の提供といった役割、③専門情報の提供といった国民の情報ニーズの多様化・高度化に応じた役割のほか、難視聴解消、地域間格差の是正等の役割を、確実にかつ適度に果たし、放送として有用な周波数の利用の公平等が確保されるよう放送普及基本計画の対象を定めることとすべき。

このように考えると、例えば、地上放送については、現在はすべてが放送普及基本計画の対象となっているが、電波利用の柔軟化により実現する放送は放送普及基本計画の対象外となり、衛星放送については、一般衛星放送は対象外としても問題はないと考えられるのではないか。
- 放送普及基本計画に定める内容については、確実に確保すべき放送の機能・役割に支障を及ぼすことがない範囲で、放送事業者の事業活動の選択肢を拡大し、利用者ニーズに合致した新たな事業展開が可能となるよう、放送普及基本計画の対象である放送をする無線局についても電波利用の柔軟化を可能としたり、その他例えば、放送対象地域について、一定の場合にはそれを選択的に拡大することを可能とすることについて地域情報の確保の在り方とともに、検討を進めることが考えられるのではないか。

現行の周波数割当計画・放送普及基本計画・放送用周波数使用計画の関係



注1 資料は、平成23年7月以降の状況を簡略化したもの。

注2 周波数割当計画の「～用」は無線局の目的を指し、「放送用」のみとされている周波数帯を濃い青と、「放送用」に加えてそれ以外も記載されている周波数帯を薄い青としている。

注3 資料はすべての放送について記載しているものではない。

放送普及基本計画の概要

放送普及基本計画の対象である放送

放送普及基本計画の対象外の
放送・有線放送

【地上放送】			【衛星放送】		
HDを含むテレビジョン放送			【特別衛星放送】(110度BS・CS放送)		
NHK総合	関東・中京・近畿・ その他の県域	各地域1	テレビジョン放送		
NHK教育	全国	1	NHK難視	全国	1
学園	関東広域	1	NHK総合	全国	2
民放	関東・中京・近畿 + 県域	地域により 1~6	学園	全国	1
中波放送			民放(特定標準テレビ)	全国	7
総合NHK	関東・中京・近畿・ その他の県域	各地域1	民放(特定標準テレビ以 外)	全国	43~65程度 外)
NHK教育	全国	1	超短波放送		
民放	県域	地域により 1~4	学園	全国	1
短波放送			【一般衛星放送】(124/128度CS放送等)		
民放	全国	1	-	-	-
超短波放送			移行中		
NHK総合	県域	各地域1	【有線放送・有線役務利用放送】		
学園	関東広域	1	【テレビジョン放送】		
民放	関東・中京・近畿 + 県域	地域により1 or2	-	-	-
外国語	東京都特別区等	各地域1	【ラジオ放送】		
コミュニティ	コミュニティの特性発揮	個別措置	-	-	-

【衛星役務利用放送】		
【一般衛星放送】(124/128度CS放送等)		
-	-	-

【有線放送・有線役務利用放送】		
【テレビジョン放送】		
-	-	-
【ラジオ放送】		
-	-	-

注1 資料は、平成23年7月以降の状況を簡略化したもの。
注2 各表は左から放送主体、放送対象地域、放送系(又は放送番組)の数を示す。

- メディアサービスの範囲
- メディアサービスの基本的な考え方
- 一定のメディアサービスを確保するための規律
- 事業形態の規律
- 番組規律
- 表現の自由享有基準について
- あまねく受信努力義務について
- オープンメディアコンテンツに関する規律

放送事業者の経営の選択肢の拡大

1 現状

- 放送関連四法のうち、基本的に、
 - 放送法の放送(受委託放送を除く。)、有線テレビジョン放送法の有線テレビジョン放送(チャンネルリース制度を利用した放送を除く。)の制度は、放送施設の設置と放送番組の編集について同一の者が事業主体となること(一致)のみを前提としている。
 - 放送法の受委託放送制度、有線テレビジョン放送法のチャンネルリース制度、電気通信役務利用放送法の電気通信役務利用放送の制度は、放送施設の設置と放送番組の編集について、異なる者が事業主体となること(分離)のみを前提としている。
 - 有線ラジオ放送の運用の規正に関する法律の有線ラジオ放送の制度は、放送施設の設置と放送番組の編集について、同一の者が事業主体となること及び異なる者が事業主体となることのいずれも前提としている。

2 新たな法体系における規律の在り方

- 情報通信の高度化に伴って、ネットワークとサービスの関係等の放送を取り巻く環境が変化しつつあるにもかかわらず、現行の法体系においては、放送メディアごとの根拠法によって放送施設の設置・放送番組の編集の一致又は放送施設の設置・放送番組の編集の分離の事業形態が、それぞれ規定されている。
- 新たな法体系においては、必要に応じて放送普及基本計画の対象となる放送の確実な実施が阻害されることのないよう制度上の措置を講じつつ、放送事業者の経営の選択肢を拡大することが適当ではないか。

放送の事業形態の現状

	地上放送	衛星放送 (受委託放送)	役務利用放送	有線テレビジョン 放送	チャンネルリース制 度を利用した有線 テレビジョン放送
事業形態	一致	分離	分離	一致	分離
放送番組 の編集		【放送法】 ・委託放送業務を行 おうとする者 ↓ ・認定	【役務利用放送法】 ・電気通信役務利 用放送を行おうとす る者 ↓ 登録	【有線テレ法】 ・有線テレビジョン 放送の業務を行う 者 ↓ ・届出	
放送施設 の設置	【電波法】 ・放送局を開設し ようとする者 ↓ ・無線局免許	【電波法】 ・受託放送をする放 送局を開設しようと する者 ↓ ・無線局免許	— (電気通信事業者 等)	・有線テレビジョン 放送施設を設置し、 当該施設により有 線テレビジョン放送 の業務を行おうと する者 ↓ ・許可	— (有線テレビジョン 放送施設設置者)

事業形態に関する地上放送事業者等の主な意見

提言	関連意見
<p>『IT分野の規制改革の方向性』 (IT関連規制改革専門調査会報告(H13.12))</p> <p><要旨> ITを日本経済再生の牽引車とするため、政府は以下の規制改革を大至急実施すべき。</p> <p>① 通信、放送の制度を、事業毎の縦割りの規制体系から機能毎の横割りの競争促進体系に、世界に先駆けて抜本的に転換し、競争の促進と通信・放送の融合の促進を図るべき。</p> <p>②～ (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ この「横割り」体系への転換は、いわゆる「ハード・ソフトの分離」につながるものであり、文化の担い手であり国民の生活と安全に欠かすことができない地上放送の在り方に重大な影響を及ぼすものであって、我々は到底看過することは出来ない。 ・ 提言のとおり地上放送がハード・ソフトの分離を仕入れられるようになれば、自由で一貫した思想によって行われてきた番組編成が阻害され、これまでのような放送の公共的使命を十分に果たすことができなくなり、国民生活及び我が国の文化向上のために重要かつ欠かすことのできない放送サービスが一挙に壊滅する恐れがある。 (平成14年1月。民放連提出資料より。) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同報告は、制度転換の目標を「競争の促進と通信・放送の融合の促進」に置いているが、将来の制度の内容が具体的に示されておらず、いわゆる「水平分離」「ハード・ソフト分離」の導入が競争をゆがめ、その結果、国民に不利益をもたらすことになりかねないという重大な懸念がある。 一方、「水平分離」が放送施設を保有するハード事業者と番組制作・編成等を行うソフト事業者の分離につながれば、災害・緊急時の報道等に支障をきたし、これまで地上放送が果たしてきた公共的な使命、すなわち、国民の生命、財産、生活にかかわる不可欠な情報を迅速、かつ広範に伝えるという役割が期待できなくなるおそれがある。 (平成14年1月。新聞協会提出資料より。)
<p>『通信・放送の在り方に関する懇談会報告書』 (H18.6)</p> <p>…(略)…その上で、2010年までに、現行制度のような基幹放送の概念の維持や放送規律の確保等を前提に必要な法制的手当てを措置し、新たな事業形態の事業者が伝送路の多様化等に柔軟に対応して、利用者のニーズに応じた多様なサービスを提供できるよう、伝送・プラットフォーム・コンテンツといったレイヤー区分に対応した法体系とすべきである。</p> <p>なお、これはあくまで法律、規制の体系の見直しであり、事業者が垂直統合的な組織・サービスを志向することを妨げるものでないことは当然である。</p>	<p>Q2 ハード・ソフト分離の規律がある一方、地上放送がハード・ソフト一致の規律となっていることについて、これでよいと考えるか、見解如何。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹メディアたる地上放送として当然の規律と考える。 ・ 首尾一貫した体制でこそ、緊急時に迅速な対応が可能となる。 <ul style="list-style-type: none"> － 地震や風水害が頻発する災害大国日本において、地上放送局は国民から緊急時のライフラインとして強く期待されており、迅速・確実な放送のためにハード・ソフト一致は欠かせない規律。 － 有事における「指定公共機関」として国民の安全に責任を負う。 ・ 国民の生活と民主主義に貢献し、全国津々浦々にあまねく情報を届ける「基幹メディア」として、ハード・ソフト一致の体制により編集責任を負う、地上放送の存在は重要。 <ul style="list-style-type: none"> － 基幹メディアとして、総合編成により多様をコンテンツを制作、家電産業の維持・発展にも貢献。国家として得策。 ・ 2011年完全デジタル化に向けて、地上民放テレビ事業者はハード・ソフト一致体制の下、中継局整備などに最大限の努力を行っている。 (平成18年3月。民放連提出資料より。)
<p>『通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会』 (ヒアリング(H20.11.25))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略)現行制度の放送局免許は電波法(伝送設備規律)に基づく「施設免許」であり、放送番組の内容は放送法(自主自律によるコンテンツ規律)の規律を受けるという二層構造による「間接規制」に特徴がある。番組内容に対する行政の直接的な審査・関与を防ぐことで放送の自由を制度的に保障してきた経緯があり、こうした制度的枠組みは将来にわたり堅持すべきであると考ええる。 ・ 地上放送事業者はハード・ソフト一致を前提に、「地域性」を発揮しつつ、災害時等の緊急放送はもとより、国民・視聴者が望む番組をいかに確実かつ効率的に制作し、送り届けるかを至上の命題として捉えている。自然災害が頻発する日本において、放送による災害報道は電気、ガス、水道などと同じように極めて重要な国民のライフラインと捉えられており、その責務をすべての放送事業者が日々感じながら、業務を遂行していることに大きな意義がある。ハード・ソフト一致を制度的に担保することで良好に機能してきた地上放送の法体系を、あえて変更する必要性は見当たらないと考える。 ・ 放送法ではハード・ソフト分離型の受託・委託放送も制度化されているが、それぞれの放送メディアの成立した経緯、機能や事業形態などをもとにハード・ソフト規律が制度化されている。さまざまな放送メディアが放送法の中で調和する形で規定されている。

- メディアサービスの範囲
- メディアサービスの基本的な考え方
- 一定のメディアサービスを確保するための規律
- 事業形態の規律
- 番組規律
- 表現の自由享有基準について
- あまねく受信努力義務について
- オープンメディアコンテンツに関する規律

新たな法体系における番組規律の在り方①

1 現状

- すべての放送メディアに共通する規律として、放送番組の編集の自由(放送法 § 3)、番組準則(§ 3の2 I)、訂正放送制度(§ 4)、候補者放送(§ 52)の規定がある。
- 番組調和原則(§ 3の2 II)、番組保存(§ 5)、災害放送(§ 6の2)等の規定は、放送メディアごとに適用の有無が異なっている。
- 放送番組審議機関の設置義務(§ 3の4)等の規定は、放送番組の適正向上を放送事業者の自主自律によることとする仕組みの基礎であるため、基本的に、すべての放送メディアに共通する規律となっている。

2 新たな法体系における番組規律の在り方

【基本的考え方】

- 放送は、その送信の特徴から社会的影響力が大きいこと、有限希少な周波数を用いるものであること、一定の機能・役割を担うことを求めるものでもあることから引き続き番組規律は必要。
- ただし、例えば、電波利用の柔軟化により実現する新たな放送などが可能となってくることを踏まえ、番組規律の合理化について検討する必要がある。

新たな法体系における番組規律の在り方②

【個々の番組規律の在り方】

○ 放送はその送信の特徴から社会的影響力が大きいこと等を踏まえ、番組準則は、すべての放送について必要と考えられるが、その他の番組規律については、その放送メディアの機能・役割を踏まえた方向性に沿って、個々の番組規律を再構成することが適当。その際、電波利用の柔軟化により実現する新たな放送についても、それにふさわしい番組規律を検討する。

具体的には、例えば、次のような方向性として考えられる。

【考え方の例】

- 放送普及基本計画の対象である放送であって、「現代社会の基盤を形成する役割」「教養・教育水準の向上」「娯楽の提供」を中心とした機能・役割を担うことが期待される放送
- ⇒ こうした機能・役割の確保が適切に確保されるような観点から番組規律を見直す。具体的には、次のような措置が考えられるのではないか。
- ・ 調和原則、災害放送等を中心として、現在の番組規律をすべて課す。
 - ・ 自主自律の原則の下で、その期待される機能・役割が十分に発揮されるよう、放送事業者により自らの放送番組の相互の間の調和の度合い(割合)をディスクローズされるようにする。この際、昨今のいわゆるショッピング番組に対する社会的な問題意識の高まりを受け、その期待される機能・役割の1層の確保のため、「広告放送」の範囲について整理しつつ、こうした放送番組を認識しつつ各種の放送番組の間の適切な調和が確保されるようにすることも考えられる。
- 放送普及基本計画の対象である放送であって、「現代社会の基盤を形成する役割」等を担うことは事業者の任意に委ね、「専門的情報の提供」を中心とした機能・役割を担うことが期待される放送や、その放送メディア全体で多様な放送番組を確保しようという放送
- ⇒ こうした機能・役割の確保に当たって必ずしも必要でない規律を緩和する観点から番組規律を見直す。
- 放送普及基本計画の対象でない放送
- ⇒ 可能な限り、番組の規律の差違をなくし、その水準をあわせる。

現行の番組規律の概要

規律の種類 (放送法での条項)	条文の概要	放送		委託放送	役務放送	有線テレビ
		テレビ	ラジオ			
放送番組編集の自由(§3)	放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されないことがない。	○	○	○	○	○
番組準則 (§3の2 I)	公安・善良風俗	公安及び善良な風俗を害しないこと。	○	○	○	○
	政治的公平	政治的に公平であること。	○	○	○	○
	事実の報道	報道は事実をまげないですること。	○	○	○	○
	論点の多角性	意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。	○	○	○	○
調和原則 (§3の2 II)	放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たっては、特別な事業計画によるものを除くほか、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つようにしなければならない。	○(例外:特別な事業計画による放送)	×(NHKのラジオは適用)	○(例外:特別な事業計画による放送)	×	×
教育番組の教育課程基準準拠(§3の2 III)	放送事業者は、国内放送の教育番組の編集及び放送に当たっては、(略)、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにしなければならない。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するようにしなければならない。	○	○	○	○	×
字幕・解説番組の努力義務(§3の2 IV)	テレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たっては、(略)視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び(略)聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。	○	×	○	○	○
番組基準の制定(§3の3)	放送事業者は、放送番組の種類及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準(以下「番組基準」という。)を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。	○(例外:省令で定める放送、臨時の放送)	○(例外:省令で定める放送、臨時の放送)	○(例外:省令で定める放送、臨時の放送)	○	○
放送番組審議機関の設置等(§3の4)	放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関を置くものとする。	○(例外:省令で定める放送、臨時の放送)	○(例外:省令で定める放送、臨時の放送)	○(例外:省令で定める放送、臨時の放送)	○	○
訂正放送・取消放送制度(§4)	放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によつて、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあつた日から三箇月以内に請求があつたときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。	○	○	○	○	○
放送番組の保存義務(§5)	放送事業者は、当該放送番組の放送後三箇月間(略)放送番組を保存しなければならない。	○	○	○	○	×
再放送(再放送同意)(§6)	放送事業者は、他の放送事業者(略)又は電気通信役務利用放送事業者(略)の同意を得なければ、その放送(略)又は電気通信役務利用放送(略)を受信し、これらを再放送してはならない。	○	○	○	○	○
災害放送(§6の2)	放送事業者は、国内放送を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。	○	○	○	×	×
広告放送の識別のための措置義務(§51の2)	一般放送事業者は、対価を得て広告放送を行う場合には、その放送を受信する者がその放送が広告放送であることを明らかに識別することができるようにしなければならない。	○	○	○	○	×
候補者放送(同等条件の放送義務)(§52)	一般放送事業者が(略)公選による公職の候補者に政見放送その他選挙運動に関する放送をさせた場合において、その選挙における他の候補者の請求があつたときは、料金を徴収するとしなかつたにもかかわらず、同等の条件で放送をさせなければならない。	○	○	○	○	○
学校向け放送における広告の制限(§52の2)	一般放送事業者は、学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めてはならない。	○	○	○	○	×
放送番組の供給に関する協定の制限(§52の3)	一般放送事業者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結してはならない。	○	○	○	○	×
受託内外放送の番組編集(§52の27)	委託放送事業者は、受託内外放送の放送番組の編集に当たっては、(略)当該受託内外放送の放送対象地域である外国の地域の自然的経済的社会的文化的諸事情をできる限り考慮しなければならない。	×	×	○	○	×

注 有線ラジオ放送は、「放送番組編集の自由」「番組準則」「訂正放送・取消放送制度」「再送信」「候補者放送」のみを規律。

番組調和原則について

- テレビジョン放送による国内放送を行う放送事業者は、教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組の調和を保つようにする必要がある。
- ⇒ 放送法
第3条の2（略）
2 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たっては、特別な事業計画によるものを除くほか、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の調和を保つようにしなければならない。
3・4（略）
- 番組調和原則に関しては、省令に基づき「教養番組」「教育番組」「報道番組」「娯楽番組」「広告放送」「その他」に分類し、その放送時間・割合を確認することとされているが、個別の放送番組がどの類型に分類されるかについては、放送事業者が判断している。

	報道	教育	教養	娯楽	広告	その他
放送時間	○時間○分	△時間△分	×時間×分	□時間□分	◇時間◇分	▽時間▽分
比率	○%	△%	×%	□%	◇%	▽%
備考						

放送事業者が、いわゆるショッピング番組を「教養」「娯楽」「その他」に分類している事例がある。

- メディアサービスの範囲
- メディアサービスの基本的な考え方
- 一定のメディアサービスを確保するための規律
- 事業形態の規律
- 番組規律
- 表現の自由享有基準について
- あまねく受信努力義務について
- オープンメディアコンテンツに関する規律

表現の自由享有基準の必要性及び在り方

1 現状

- 表現の自由享有基準は、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるように、
 - ・ 地上放送について、原則として一の者が二以上の地上放送事業者を支配できない、
 - ・ 衛星放送について、一の者が一定のトランスポンダの数に係る放送事業者を支配できない、
 - ・ 有線放送について、業務区域が重複する地上放送事業者等が有線テレビジョン放送事業者等を支配できない、等とする原則。

2 新たな法体系における規律の在り方

【総論】

- 情報通信の高度化に伴うコンテンツ配信市場の多種多様化の中で、「多元性」「多様性」等の確保に大きな支障を及ぼさない範囲で、必要に応じて、その緩和を検討していくことが適当。
- 表現の自由享有基準については、それまで法律上独立した委任根拠がなかったものを、平成19年の放送法等の一部を改正する法律により電波法にその根拠を明記したところ。更に具体的な内容についても法律に規定すべきとの意見もあるが、情報通信の高度化に伴う放送をとりまく環境の変化に迅速に対応する必要がある中で、どのように考えるべきか。

【各論】

- 表現の自由享有基準の具体的な在り方については、具体的な要望等に基づき、必要に応じて、例えば次のような事項について、その緩和・弾力化について検討を進めることが考えられるのではないかと。
 - ・ 地上放送については、そのメディアの別にかかわらず、基本的に統一的な基準となっているが、メディアの別を考慮しないことは妥当か。
 - ・ いわゆる三事業支配については、例外的に許容される範囲が明確とは言い難いのではないかと。
 - ・ 放送普及基本計画の対象とする放送について表現の自由享有基準を再構築した場合、その対象としない放送の表現の自由享有基準はどうあるべきか。

「放送局に係る表現の自由享有基準」(マスメディア集中排除原則)等の概要

「表現の自由享有基準」とは、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるように、

- ① 地上放送について、原則として一の者が二以上の地上放送事業者を支配できないこと、
- ② 衛星放送について、一の者が一定のトランスポンダの数に係る放送事業者を支配できないこと、
- ③ 有線放送について、業務区分が重複する地上放送事業者等有線テレビジョン放送を行う事業者を支配できないこと、とする原則。

参入先 参入主体(注2)	地上放送	特別衛星放送		一般衛星放送 (124/8度CS)	有線役務利用放送	有テレ放送
		BS	110度CS			
地上放送事業者等	× (注3)	× (注4) (注5)	2トラポン まで(注5)	12トラポン まで	× (業務区域が重複する 場合が不可)	× (一定の場合は可能)
特別衛星 放送	BS	1事業者 まで(注3)	4トラポン まで	24トラポン まで	なし	× (一定の場合は可能)
	110度CS				なし	× (一定の場合は可能)
一般衛星放送(124/8 度CS)事業者等	なし				× (一定の場合は可能)	
有線役務利用放送 事業者等	なし				なし	
有テレ事業者等	なし	なし	なし	なし	なし	
放送事業者等以外	なし	なし	なし	なし	なし	

注1 資料は、平成23年7月以降の状況を簡略化したもの。

注2 放送事業者「等」とは、放送事業者の議決権の1/10超を有する者又は放送事業者がその議決権の1/10超を有する者等をいう。

注3 二事業者目以降については、放送対象地域が重複する場合1/10超、重複しない場合1/5以上の議決権を保有することができない。ただし、認定放送持株会社制度による場合は別に基準があり、それによらない場合であっても、同一放送対象地域におけるテレビジョン放送とラジオ放送の兼営等の例外がある。

注4 2分の1以下の議決権を保有することが認められている。また、認定放送持株会社制度を活用することにより、0.5トランスポンダのみ支配することが認められている。

注5 地上放送と特別衛星放送の兼営等については、原則として認められておらず、例外的に、事業の円滑な立ち上がりの支援等の観点から、BS放送・110度CS放送それぞれについて、事業の立ち上がりの時期に一定の特例が認められた経緯があるところ、いずれ適切な時期にこれらの特例の評価を総括し、将来的に特別衛星放送全体として統一的な基準へと以降していくことが望ましいと考えられる。

現行の「認定放送持株会社」制度の概要

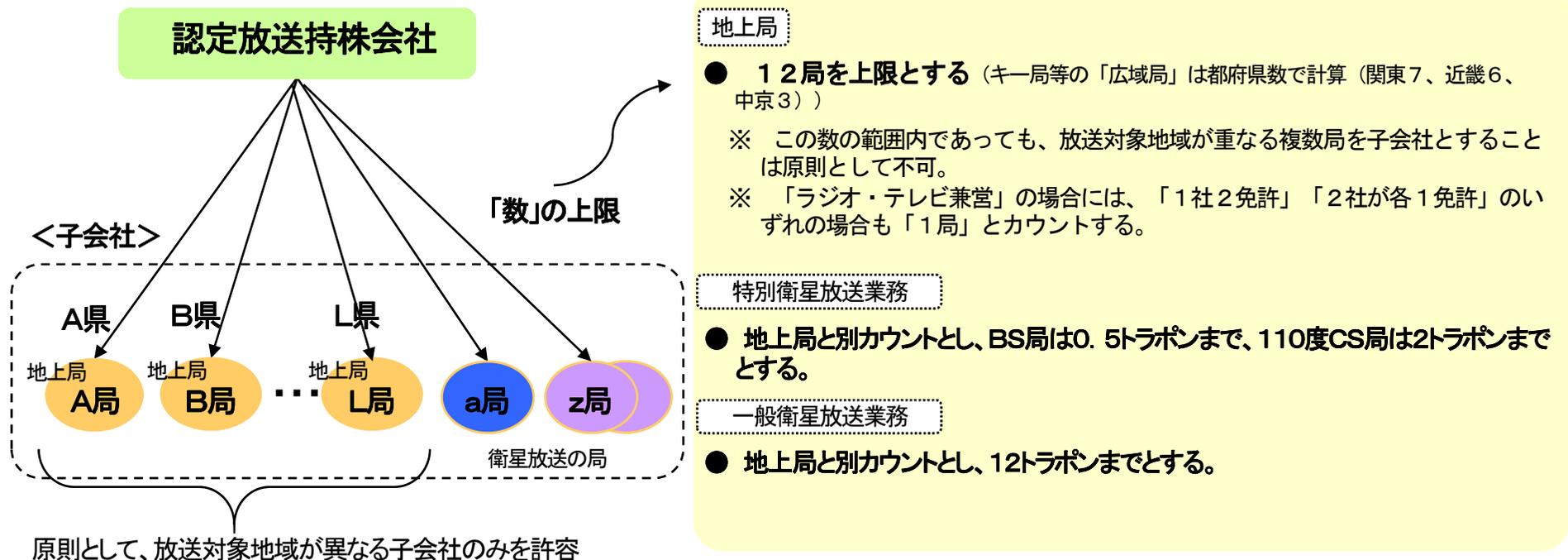
平成19年の放送法の一部改正により、放送を取り巻く経営環境が大きく変化する中、放送持株会社によるグループ経営を新たな経営の選択肢として加え、経営基盤を強化する観点から、放送事業者が認定放送持株会社を設立して、他の放送局を子会社化できるようになった。（放送法第52条の30）

なお、子会社化できる局数については、表現の自由享有基準において特例を設けて規定。（電波法第7条第2項第4号及び放送法第52条の33関連）

- 認定放送持株会社とその子会社との関係では、放送局に係る表現の自由享有基準の適用を緩和し、認定放送持株会社の子会社である地上放送事業者の放送対象地域の数の合計が12以下であれば、子会社は放送局を開設できる（その子会社が他の放送事業者を支配すること等は緩和しない。）。
- 「特例的緩和措置」については、認定放送持株会社制度の趣旨に抵触等するものを除き、原則適用する。

<例>

- ① ラテ兼営の特例、ローカル局の合併・支配の緩和特例(例:九州各県の7局は合併可等)により、持株会社の子会社相互間の合併等を認める。
- ② 平成15年に定められた経営破綻の場合の特例は適用しない。



地上放送の表現の自由享有基準について

○ 法形式

平成19年改正前	平成19年改正後(現在の法形式)
<p>【概要】</p> <p>○ 第7条第2項第4号に基づき定める省令(放送局の開設の根本的基準)の中で表現の自由享有基準を規定。</p>	<p>○ 改正後の第7条第2項第4号に表現の自由享有基準の根拠を法定。省令も放送局の開設の根本的基準から独立して規定。</p>
<p>【法律の規定】(電波法第7条)</p> <p>2 総務大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。</p> <p>一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。</p> <p>二 (略)周波数の割当が可能であること。</p> <p>三 当該業務を維持するに足る財政的基礎があること。</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める放送をする無線局の開設の根本的基準に合致すること。</p>	<p>2 (同左)</p> <p>一 (同左)</p> <p>二 (同左)</p> <p>三 (同左)</p> <p>四 総務省令で定める放送による表現の自由享有基準(放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするため、申請者に関し必要な事項を定める基準をいう。)に合致すること。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める放送をする無線局の開設の根本的基準に合致すること。</p>

○ 見直しの議論

【平成19年の放送法改正の参議院の付帯決議】

政府及び日本放送協会は、本法施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一、～四、(略)

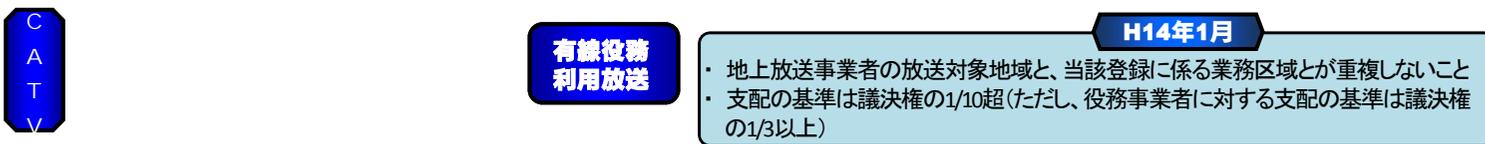
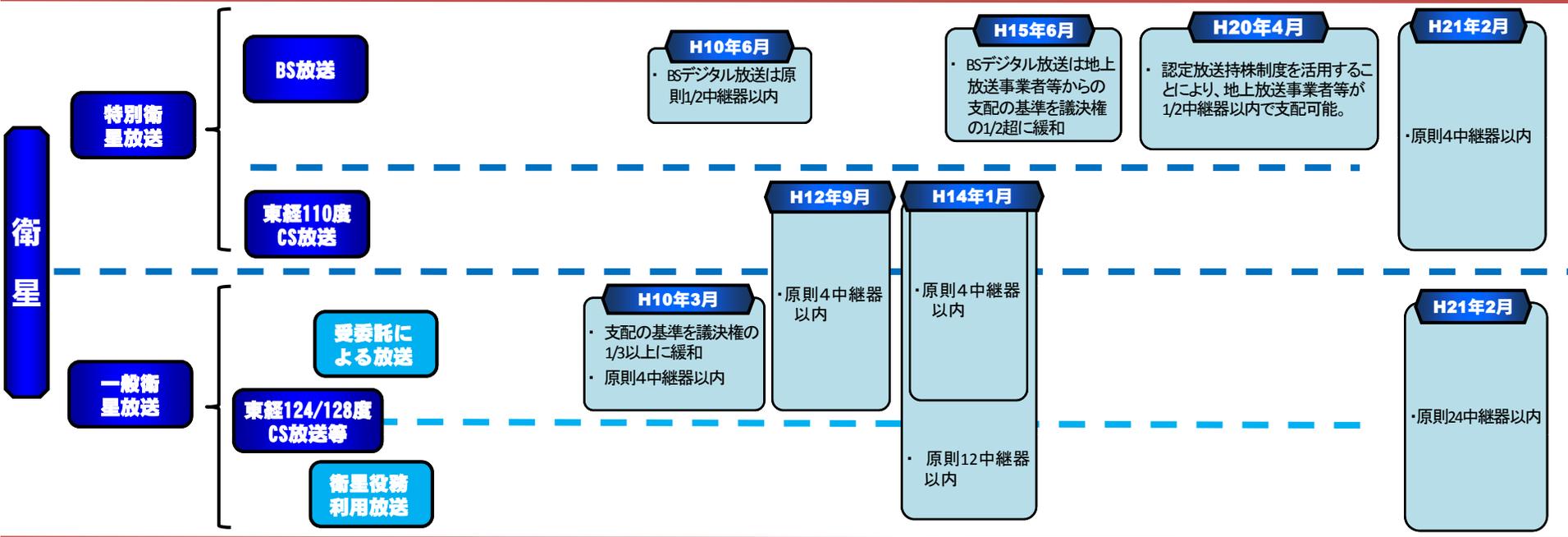
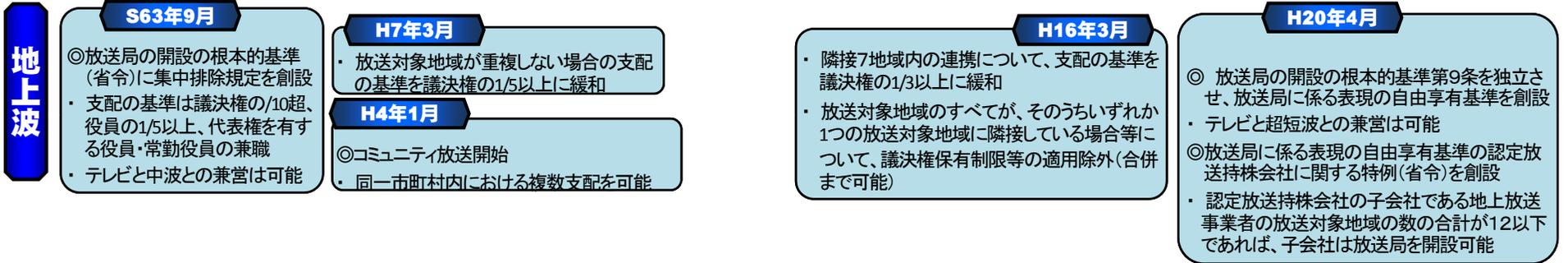
五、認定放送持株会社制度の導入に伴うマスメディア集中排除原則の緩和については、同原則が放送の多様性・多元性の確保に大きな役割を果たしてきたことにかんがみ、同制度の運用に当たっては、マスメディア集中排除原則の趣旨が損なわれることがないよう十分に配慮するとともに、地方の独自性が確保され、地方からの情報発信の強化に資するものとなるよう留意すること。また、複数の情報メディアを支配することにより、表現の多様性が損なわれることがないよう、マスメディア集中排除原則については、今後の通信と放送に関する法体系において、総合的な検討を行うこと。

六、七、(略)

右決議する。

表現の自由享有基準の改正経緯

マスメディア集中排除原則については、周波数の希少性、社会的影響力を中心に、多メディア化・多チャンネル化の進展などのメディア環境の変化を踏まえつつ、見直しをしてきている

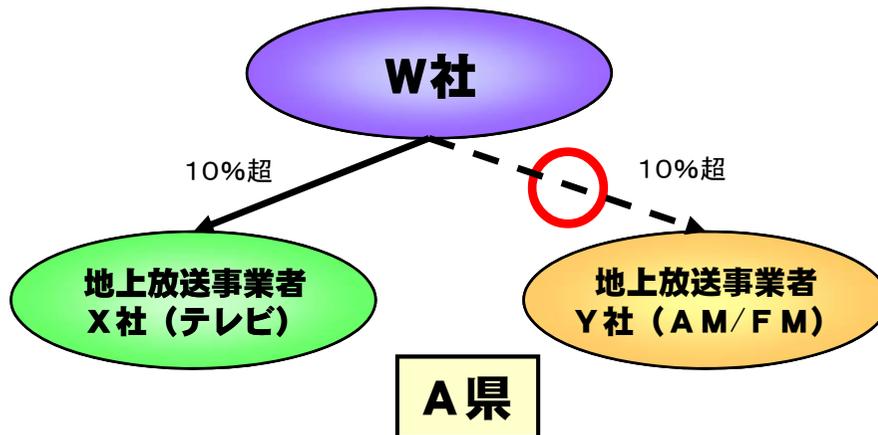


表現の自由享有基準におけるいわゆる三事業支配の禁止について

- マスメディア集中排除原則の例外として、同一地域におけるテレビジョン放送局及びAM/FMラジオ放送局の兼営は可
- ただし、テレビジョン放送、AM/FMラジオ放送、新聞の三事業支配は原則禁止
- なお、ニュース又は情報の独占的頒布を行うこととならない場合には可能

AM/FMラジオ放送局とテレビジョン放送局の兼営の例

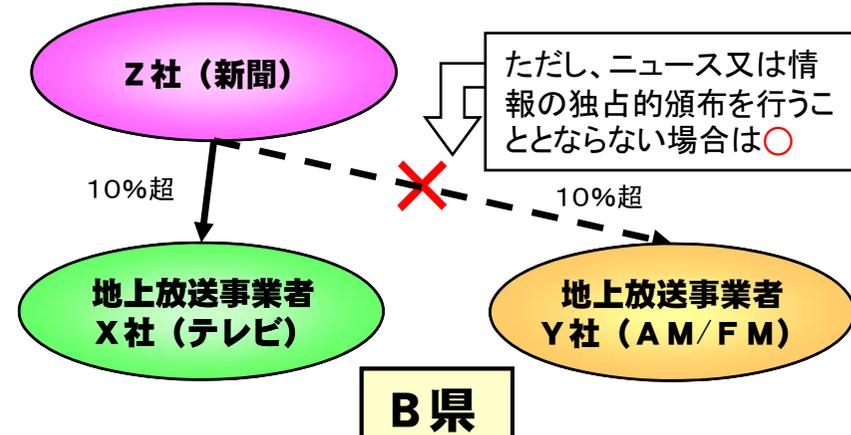
同一地域におけるテレビジョン放送局及びAM/FMラジオ放送局の兼営は可



A県において、テレビジョン放送局であるX社を支配しているW社は、AM/FMラジオ放送局であるY社を支配できる。

三事業支配の例

同一地域におけるテレビ・AM/FMラジオ・新聞の三事業支配は原則禁止



B県において、テレビジョン放送局であるX社を支配しているZ新聞社は、AM/FMラジオ放送局であるY社を支配できない

- メディアサービスの範囲
- メディアサービスの基本的な考え方
- 一定のメディアサービスを確保するための規律
- 事業形態の規律
- 番組規律
- 表現の自由享有基準について
- あまねく受信努力義務について
- オープンメディアコンテンツに関する規律

あまねく受信努力義務について

1 現状

- 放送普及基本計画の対象である地上放送は、その事業者に対して「その行う放送に係る放送対象地域において、当該放送があまねく受信できるように努めるものとする」とされている。
- NHKに対して「中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるよう措置しなければならない」とされている。

2 新たな法体系における規律の在り方

- 放送普及基本計画の対象となる放送の確実な実施のためには、引き続き、あまねく受信努力義務・あまねく受信義務が必要である。

- メディアサービスの範囲
- メディアサービスの基本的な考え方
- 一定のメディアサービスを確保するための規律
- 事業形態の規律
- 番組規律
- 表現の自由享有基準について
- あまねく受信努力義務について
- オープンメディアコンテンツに関する規律

オープンメディアコンテンツに関する規律

(違法な情報への対応(プロバイダ責任制限法の責任制限の範囲の拡大))

1 現状

- 違法な情報への対応について、
 - ・ 権利侵害をもたらす情報であるものについては、プロバイダ責任制限法及び関係ガイドラインにより、事業者による情報の削除等の自主的対策及び発信者情報開示による被害救済を促進
 - ・ その他の違法な情報については、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」の策定の支援を通じ、事業者による情報の削除等の自主的な取組の促進
- をそれぞれ行ってきたところである。

2 総合的な法体系における規律の在り方

- 違法な情報への対応については、
 - ・ 青少年インターネット環境整備法(平成20年法律第79号)附則第3条により、「施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされていること、
 - ・ 「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」最終報告書(平成21年1月)により、「当面は、自主的取組の進展及びその成果を見守りつつ」、「各種法的措置に関わる課題につき議論を深めていくことが、2011年度までに、青少年インターネット環境整備法関連の取組の評価が行われるまでの間、取り組むべきこと」とされていること、
- 等を踏まえ、総合的な法体系で制度的整備を図るのではなく、まずはこれらの取組を進めることが必要である。

「インターネット上の違法・有害情報への対策に関する検討会」最終報告書(関連部分要約)

○ インターネット上の違法情報には、大別すると特定の他人の権利を侵害する情報（権利侵害情報）と社会的法益を侵害する情報（社会的法益侵害情報）があり、社会的法益侵害情報に対する自主的取組を促進する方策として、プロバイダ責任制限法の適用範囲の拡大が考えられる。

具体的には、プロバイダ責任制限法の適用を社会的法益侵害情報に拡大し、プロバイダ等が、社会的法益を侵害する違法な情報だと考えて削除したところ、実はその情報は違法ではなかったという場合について、プロバイダ等において違法と信じるに足る相当な理由があった場合には、削除したことによる発信者に対する損害賠償責任を制限するという方法が考えられる。

この方法は、プロバイダ等に新たな負担や不利益を課すものではないこと、発信者からみて既に権利侵害情報で行われていると同程度の制限となるにすぎないこと、行政権による表現行為に対する不当な制約になる懸念もないこと等から、重大な法的問題や弊害は少ないと考えられる。

他方、大手のプロバイダ等を中心に、既に自主的対応として違法情報の削除が進んでおりこれによって削除の件数が大幅に増えることは見込めないこと、ガイドラインや約款に沿って送信防止措置をとっている限り法的リスクはそれほど高くなくプロバイダ責任制限法の適用を拡大するべきとのニーズは多くないこと、違法情報を放置するようなプロバイダ等に対しては効果が限定されていると考えられることといった考え方もある。

○ そのため、自主的取組を通して適切な管理に努めるプロバイダ等については、そのような取組をしていない通常のプロバイダ等と比較して責任の制限を受けることのできる適用範囲を拡大し、他方、違法情報の存在を認識しながら放置するというように不適切な管理運営を行うプロバイダ等については、通常のプロバイダ等と比較して放置したことによる責任の追及を容易化することにより、自主的取組をさらに促進するという仕組みが考えられる。

この仕組みは、自主的取組を法制面から支援する方策として、基本的には望ましい方向性をもっているといえるが、理論的根拠・正当性、対象の範囲、要件の具体的内容など検討すべき課題は多岐に渡り、議論も必ずしも十分に深まっていないことから、今後、現実に法制化が可能かどうかも含め十分な検討が不可欠である。

○ 以上のことから、当面は、自主的取組の進展及びその成果を見守りつつ、各種法的措置に関わる課題につき議論を深めていくことが、2011年度までに青少年インターネット環境整備法関連の取組の評価が行われるまでの間、取り組むべきことと考えられる。

オープンメディアコンテンツに関する規律 (有害な情報への対応)

1 現状

○ インターネット上の有害情報対策については、

- ・ 携帯電話事業者等によるフィルタリングサービスの導入促進を進めるとともに、一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)によるコンテンツの認定リストと連携したサービス提供が開始される、といった民間による取り組みが推進されつつあるのと同時に、
- ・ 青少年インターネット環境整備法が成立し、表現の自由を損なうことなく、青少年有害情報全般に対する対策の方向性を明示
- ・ その他の有害な情報については、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の策定の支援を通じ、事業者による情報の削除等の自主的な取組の促進

をそれぞれ行ってきたところである。

2 総合的な法体系における規律の在り方

○ 有害情報への対策については、青少年インターネット環境整備法の基本理念である民間の自主的取組、利用者のリテラシー向上、青少年が有害情報を読覧する機会の最小化を踏まえ、

- ・ フィルタリングサービスの導入促進及び改善
- ・ 「eネットづくり宣言」といった自主憲章的な目標を共有することを宣言する仕組みなど、違法・有害情報対策について民間における自主的取組を推進すること、
- ・ 第三者機関、企業や個人等のコンテンツ発信者、利用モニターの参画を得た実証プロジェクトの実施など、セルフレイティングの普及を促進すること、
- ・ 違法・有害情報検出技術の開発支援など、違法・有害情報対策に資する技術開発支援を進めること、
- ・ 産学の連携を通じて、学校・家庭・地域において利用者を育てる取組を促進すること

等について2011年度までに取り組んでいくこととされており、総合的な法体系で制度的整備を図るのではなく、まずはこれらの取組を進めることが必要である。

(参考)「青少年インターネット環境整備法」について

- 先の第169回国会において、衆議院青少年特別委員会の委員長提案により提出され、6月11日に成立。本年4月1日から施行。
- 施行後3年以内（2011年度まで）に施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずる。

基本理念

インターネットを適切に活用する能力

フィルタリングサービスの促進

国等による民間活動の支援

政府

関係閣僚会合（内閣府に設置）

会長: 内閣総理大臣
委員: 内閣官房長官、その他国務大臣（総務大臣等）

策定

基本計画

- ・基本方針
- ・インターネットを適切に活用する能力の教育
- ・フィルタリングサービスの性能向上・普及
- ・民間における取組の支援 等

支援

民間

携帯電話会社
インターネット接続事業者
パソコンメーカー

フィルタリング提供義務

フィルタリングを開発する事業者等

開発の努力義務

サーバーの管理者等

有害情報閲覧防止努力義務

その他関係者

啓発等の努力義務

青少年